

発議案第10号

带状疱疹ワクチン接種への助成及び定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再活性化し、発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われている。

この带状疱疹の発症を予防するためには、ワクチン接種が有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

そのため、ワクチン接種を公費負担や勧奨の対象とすることが求められており、予防接種法上の定期接種に位置付ける必要があるところ、現在、厚生労働省の審議会において、国内の带状疱疹の発生状況や、医学的・科学的知見等についての整理を進めていると聞いている。

よって、国においては、ワクチン接種の期待される効果や導入年齢を早急に確認するとともに、带状疱疹ワクチン接種の助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

香 川 県 議 会